岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 薬物の濫用の規制 (第七条—第十八条

第三章 雑則 (第十九条)

第四章 罰則(第二十条—第二十六条

附則

第一章 総則

(目的)

第 本的な施策を定めることにより、 して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。 この 条 例 は 薬物 \mathcal{O} 濫用 0 防止に関 危険な薬物の濫用 県の責務及び県民等 から県民 の生命 0 及び安全を守 役割並び に県が実施する基 り 県民 が安心

(定義)

第二条 この条例におい て 「薬物」とは、 次に掲げる物をいう。

- 大麻取締法 (昭和二十三年法律第百二十四号) 第一条に規定する大麻
- 覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) 第二条第一項に規定する覚せ V 剤

条第五項に規定する覚せい剤原料

- 四号に規定する麻薬原料 麻薬及び向精神薬取締法 植物及び (昭和二十 同条第六号に規定する向精神薬 -八年法 (律第十四 | 号 第二条第 号に規定する麻 薬 同
- 兀 るあへん及び同条第三号に規定するけしがら あへん法 (昭和二十九年法律第七十一号)第三条第一号に規定するけ 同条第二号に規定す
- 五 ために使用される有機溶剤をいう。 エン並びに酢酸エチル、 毒物及び劇物取締法施行令 トルエン又はメタノールを含有するシンナー (昭和三十年政令第二百六十一 接着剤、 塗料及び閉塞用又はシーリング用の 号)第三十二条の二に規定するト (塗料の粘度を減少させる 充塡料 ル
- 六 医薬品、 十五号) 第二条第十五項に規定する指定薬物 医療機器等 の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する法律 (昭和三十五年法 1律第百
- 七 する作用 健康に被害が生じ、 前各号に掲げるもののほか、 (以下 「興奮等の作用」という。 又は生じるおそれがあるもの これらと同等に、) を 人 の精神に及ぼす物で、 興奮、 幻 覚、 陶 酔、 意識障害その他これ 濫用することによ らに類 ŋ 人 \mathcal{O}

(県の責務)

県は、 薬物 の濫用の防 止に関する施策を総合的 カュ つ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、 1的とす る団体との 前 項 \hat{O} 施策 \mathcal{O} 連携及び協力を図るも 推 進に に当たっ て は、 国及び \mathcal{O} とする。 他 \mathcal{O} 地 方公共 団 体 \mathcal{O} ほ か、 薬物 \mathcal{O} 濫用の 防 止
- 3 県 は、 第一 項 \hat{O} 策 \mathcal{O} 総合的 カコ 0 計 画 的 な推進を図るため、 必要な体制 を整備す る ŧ $\bar{\mathcal{O}}$

- 4 県は、 整理、 薬物の 分析及び評価を行 濫用から県民の 11 生命及び安全を守るため、 その結果を第一項の施策に反映させるもの 薬物の危険性に関する情 とする。 報 に 0 V て 収
- 5 は、 薬物 0 濫用か ら県民 0) 生命及び安全を守るため、 必要な情報を県民に提供 ける ŧ 0)

(県民の役割

- 第四条 ればならない 県民は、 薬物 \mathcal{O} 危険性に関する知 識及び理解を深め、 薬物 0 濫用を防止するよう努め け
- 2 県民は、 薬物 \mathcal{O} 濫用 \mathcal{O} 防 止に関する県の 施策に協力するよう努め なけ ればなら

(不動産貸付者の 役割

- 第五 されることとなることを知って当該貸付けに係る契約を締結しない 動産貸付者」 \mathcal{O} 製造又は販売(以下この条及び次条第二項において 県内に所在する不動産を貸 という。 当該貸付) は、 当該不動産が薬物に関する法令又はこの条例の規定に違反する薬物 し付付 けようとする者 「薬物の違法製造等」 (以下この条及び次条第一 よう努めなければなら という。 項に お の 11 用に供 ない。 て
- 当該不動産を薬物の 違法製造等 0 用に供 L ては なら ない

2

不動産貸付者は、

け

に係る契約の締結に際し、

次に掲げる事項を書面で約定するよう努

めるものとする。

- た者 当該不動産を薬物 は、 催告をすることなく当該契約を解除することができること。 0 違法製造等 の用に供 Ĺ ていることが 判明し たときは 当該 不動 産を貸 付
- 3 ものとする。 違法製造等の 県内に所在 する不動産を貸し付けた者は、 用に供していることが判明したときは、 当該貸付け 速やかに当該契約を解除するよう努める に係る契約の相手方が 当該 不 動 産 を薬 物

(不動産の貸付 け 0 代理等を業とする者の役割

- 第六条 助言を行うよう努めなければ 不動産 0) 貸付 けの 代理又は媒介を業とする者は、 なら な 不動 産貸付者に 対 し 前 条 0 規 定 0 遵守に
- 2 となることを知 不動産 の貸付 け って代理又は媒 \mathcal{O} 代理 又は媒介を業とする者 介をし ない よう努め は、 不動産 なけ n が ば 薬物 なら 0 な 違法 い 製造 等 \mathcal{O} 用 に 供 さ n ること

薬物 の濫用の 規 制

事監視商品の指定

- 第七 取その 品として指定することができる。 知事は、 他の \mathcal{O} 方法 関 第二条第七号に規定する薬物を含有する疑 (以下 て、 次の 「吸入等の方法」 各号の 11 ずれ という。 カ に該当す る事 により人 実が 1 0 が あるとき 身体 あ の商品 に使用され、 は、 のうち、 当該 商 吸入、 品 又はその を知 事監視商 吸 おそれ 引
- 吸 入等 の方法によ ŋ 0 身 体 に 使用 したことを原因とし て、 興 奮等 \mathcal{O} 作 用 を 人 0 神 . 及ぼ

した、又はその疑いがある事実

- 吸入等 0 生命、 0 身体若しくは財産を害した、 方法によ り 人の身体に使用したことを直接又は間接の 又はその疑い がある事実 原 因として、 自 己若し
- 2 見を聴くものとする。 和三十六年岡 知 事 は、 前 項 山県条例第二十七号) の規定に よる指定を 第一条の しようとするときは、 尚 山県薬事審議会 あら かじ (以下 80 尚 審議会」 山 県薬事 とい 審 議 会条 う。 例 \mathcal{O} (昭 意
- 3 以下同じ。 行うものとする。 第一 項の規定による指定は、)を特定することが 名称、 できる情報 形状そ 指定の $\tilde{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 知 理由その 事 監視 商品 他必要な事項を告示することに 同 項 \mathcal{O} 知 事 監 視 商品 を V n

(知事監視商品の指定の失効)

- 第八条 薬物又は第十二条第一項の は、 その効力を失うものとする 前条第一項の 規定による指定は、 知 事指定薬物 知事 に該当す ·監視 る薬物 商 品に第二条第一 が 含 有さ れ ると 号 から第六号ま 認 \otimes 5 れ るに で 至 に 規 0 定 する
- 2 前条第三項の規定は、 前項の規定に ょ る指 定の 失効に 0 V 7 準用する

(知事監視商品の指定の解除)

- 第九条 ときその 知 事は、 他相当の理由が 知事監視商品に第二条第七 あるときは、 その指定を解除することができる 号に規定する薬物が含有され Ċ V な いことが 証
- 2 第七条第二項及び 第三項の規定は、 前 項 0 規定による指定の 解除につ VI て 準 用 す

(関係機関との協力等)

- 協力を求めることができる する病院及び 必要があるときは、医療機関 第二条第七号に規定する薬物を含有する疑い 知事は、 同条第二項に規定する診療所をいう。 第七条第一項の規定による指定、 (医療法 (昭 和二十三年法律第二百五号) 前条第 がある商品等に関する情報の 次項に _ 項の お VI て同じ。 規定による指定 第一条 $\overline{}$ その 提供 他 の五第一項に規定 \mathcal{O} 解 \mathcal{O} 関係 除等に その 他必要な 機関に対 つい て
- 2 当該者が に報告するよう努めるものとする。 医療機関の 身体に使用 医 師 関係機関の した、 又はその 職員等 疑 は、 V が 次 あ る商品 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} \mathcal{O} 名称、 11 ず ń 形状そ かに該当する者を発見 \mathcal{O} 他 規 則 で 定 8 る事 L た とき 項 を 知
- 障害その他これらに類する症状を呈したと疑われる者 第二条第七号に規定する薬物を身体に使用したことを 原 因と L て、 興 奮 幻 覚 陶 酔 意
- 第二条第七号に規定する薬物を身体に使用したことを直 0 生命 身体又は財産を害したと疑われる者 接又 は 間 接 \mathcal{O} 原 大 とし 自 己又は
- 3 \mathcal{O} 密漏示 は、 第 \mathcal{O} 項 規定その $\hat{\mathcal{O}}$ 定に 他の 守秘義務に関する法律 り協力を求めるに当たっ \mathcal{O} 規定に て は、 留意 刑 法 なけ (明 治 れ 兀 ば +なら 车 法律 な 兀 五.

(誓約書)

第十 県内で所持 という。 知 事監視商 た者にあっては、 を知事に提出 品 を県内で所持する者は、 しなけ 所持の後)直ちに、 ればならない 第七条第一項 次に掲げる事項を記載した書面 の規定による指定後 (当該指定後に 以 下

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地)
- に使用させない旨)の誓約 吸入等の方法により 人の身体に使用しない旨 (法人にあっ ては、 吸入等 の方法によ ŋ
- 三 その他規則で定める事項
- 2 前 項 \hat{O} 規定により誓約書を提出 した者は、 同項第二号の誓約を遵守し なけ ń ば なら な

(知事指定薬物の指定)

- 第十二条 それがあると認めるもの 知 事 第二条第七号に規定する薬物 を知事指定薬物とし て指定することができる。 のうち、 県内におい て 現に 、濫用さ れ 又は そ \mathcal{O} お
- 2 する。 \ \ \ 知事 は、 ただし 項の 緊急を要し、 規定による指定をし あら かじめ ようとするときは、 審 議会の 意見を聴くいとまが あら つかじめ 審議会 な 11 ときは、 \mathcal{O} 意見 ک を聴 0) 限 ŋ ŧ でな 0
- 3 に報告しな 前項ただ げ し ń 書 \bar{O} ばならない 場合におい て、 知 事 は、 第 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ る 指定後速 P か に、 そ \mathcal{O} 旨を審議
- 4 指定の 理由その他必要な事 項 \mathcal{O} 規定による指定は 項を告示することにより行うものとする 同 項 \mathcal{O} 知 事 指定薬物 以 下 知 事指定薬物」 لح V う_。 \mathcal{O} 名

(知事指定薬物の指定の失効)

- 第十三条 る薬物に該当するに至り、又は指定されたときは、 前条第一項の規定による指定は、 知 事指定薬物が第二条第一号から第六号までに規定す その効力を失うものとする。
- 2 前条第四項 \hat{O} 規定は、 前項の規定による指定の失効につい て準用する。

(禁止行為)

- 第 十四条 為に 他の · つ 正当な理 ٧١ 何人も、 ては 国又は 由により行う場合として規 次に掲げる行為をしては 他 \mathcal{O} 地方公共団体が学術研究又は試験検査 則で定める場合は、 ならな V) ただし、 この 第一号から 0 限りでない 用に供する 第四号までに掲げる行 た \otimes に行う場合そ
- 指定薬物 (知 事 指定薬物を含有する物を含む。 以下同 じ。 $\overline{}$ を製造し、 又 んは栽 培すること
- 知事 指定薬物を販売 Ļ 授与し、 又はこれらの目的で所持すること。
- 三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- 兀 的 で 知 事指 する場合を除く。 定薬物を所持 購入し、 若しく 、は譲り 一受け、 又 は 使用すること (販売 又 は 授与
- 五. 知 定薬物をみだりに 使 用することを知 0 て、 そ 0 所 を提 又 は あ 0 せ W す ること

(立入調査等)

- 第十五条 該当す に限 ŋ $\tilde{\mathcal{O}}$ 知事指定薬物等を収去させることができる。 る疑 他必要な場所に 知事は、 V \mathcal{O} ある物 この条例 立ち (以下この 入り、 0 施行 条におい 調査させ、 に必要な限 て 度に 関係者に質問させ、 「知事指定薬物等」 お 11 て、 その 職 とい 又は 員 に、 . う。 試 知事指定薬物 験の \smile ため を業務上取 必要な最少分量 又は り扱う場 れ
- 2 取り扱う場所そ 公安委員会は、 \mathcal{O} この条例 他必要な場所に立ち入り、 の施行に必要な限度にお 調査させ、 いて、 又は関係 警察職 員に、 者に質問させることが 知 事 指定薬物等 で を業務上 きる。
- 3 にあ は、 前二項 これを提示しなけ っては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯 0 規定によ ŋ 立入調査等を行う者は、 ればならな 第一 項の 職員にあ って は規 関係者の 剣で、 請 求が 前 項 あ \mathcal{O} 0 警察職員 たとき
- 4 第一 てはなら 項 及 な び第二項の い 規定による立 入調 査 等 \mathcal{O} 権 限 は 犯 罪 捜 査 \mathcal{O} た \otimes に 認 \otimes 5 n た Ł \mathcal{O}

(警告)

- 第十六条 知事は、 次 の各号の V ず れ かに該当する者に対 Ų 警告を発することが できる
- 第十一条第一 項 \hat{O} 規定に違反 して誓約書を提出しなかっ た者
- 第十一条第二項の規定に違反して同条第一項第二号の誓約を遵守しな カュ 0 た者
- た者 第十四条 (第一号に係る部分に限る。 \mathcal{O} 規定に違反して知事指定薬物を製造 Ļ 又は栽培
- 兀 又はこれら 第十四 条 0) (第二号に係 目的で所持 した者 る部 分 に 限 る。 $\overline{}$ \mathcal{O} 規 定に 違反 L 7 知事 指 定薬物 を 販 売 授与
- 五. 第十四条 で広告した者 (第三号に係る部分に 限る。 \mathcal{O} 規定に 違反 て知事 指定薬物 を 販売 又は 授 与 \mathcal{O} 目
- 六 第十四条 (第五号 に係 る 部 分に 限る。 \mathcal{O} 規 定に 達反し て場所を提 供 Ļ 又 は あ 0 せ ん た
- 2 0 前 項各号 従業者で \mathcal{O} あ い ず るときは、 n カコ に 該当する者 その 法 人又は が 人に 法 人 対し \mathcal{O} 代 て 表者又は法 Ŕ 同 項 の警告 人若し を発することが < は 人 \mathcal{O} 代 理 人 できる。 使 用 \mathcal{O}
- (命令)
- 十七条 て同じ。 は回収若 命ずることが \smile 知 しくは廃棄そ に 事 できる。 従 は わな 前条 V 者 第 \mathcal{O} _ 他必要な . 対 項の警告 措置 知 事指定薬物 (同項第三号から第 次 項に お \mathcal{O} 製造、 い て 中止 栽培、 五号までに係るも 等の措置」 販売、 授与若 とい σ う。 に L < 限 は広告の る。 をとることを 次 項 中 12 止 お 又 V
- 2 該当す 知 事 は、 る者 0 各号の 対 同 V ず 項 れ \mathcal{O} 警告 か に 該 を発することなく、 当するとき は、 前 条第 中 止 等 項 \mathcal{O} 第三号 措 置をとることを命ずる カ 5 第 五. 号 ま で \mathcal{O} ことが 11 ず れ で カュ

- 薬物の濫用 いとまがない から県民 0 生命又は安全を守るため緊急を要する場合で、 前 条第 項の警告を発す
- あるとき 前条第一項第三号か 6 第五号ま で \mathcal{O} 11 ず n カュ に該当する者が 過 去 に同 項 0 警告 を受け

(緊急時の勧告)

- 第十八条 当該薬物の 薬物を含有する物を含む。 くは授与の目的で広告し、 第十二条第一項の 、又は生じるおそれが 知 回収若 事は、 しくは廃棄その他必要な措置をとるべ 第二条第 規定により 購入し、 あ 以下同じ。 七号に規定する薬物の濫用又は流通により県民 り、 かつ、 当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、 譲り受け、 \smile を製造し、 当該被害を防止する 又は使用する者に対し、 栽培し、 きことを勧告することができる。 販売し、 ため緊急の必要が 授 与 その行為を中止 の健 し、所持し、 あると認 康に重大 当該薬: 物 な 販売若し めるとき 被 (当該 又は が
- 2 に関する情報を提供するものとする 知事は、 項の規定により勧告し た場合で、 必 要と 認 8 るとき は、 県民 に当該勧告 係 る
- 3 ない 知事 は、 第一 項 \mathcal{O} 規定に ょ 5り勧告 たときは、 速や か に、 そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 旨を審議会に 報告 な け な

第三章 雑則

(規則への委任)

-九条 の条例 の施行 E 関 し必要な事 項 は 則で定め

第四章 罰則

- 第二十条 限る。 \smile に違反した者は、 七条 0 規定による命令 _ 年 以下 の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 (第十六条第一 項第三号又は第四号に掲げ る者に係るも 0
- 第二十一条 る。 次の各号のい ず ħ カ に該当する者は、六 月 以下の懲役又は五十 万 円 以 下 \mathcal{O}
- 第十四 条 第一 号又は第二号に係る部分に限 る。 \mathcal{O} 規定に違反 L
- 第十七 条 0 規定 E による命令 (第十六) 条第一 項 第五 号 に掲げ る者に係 るも \mathcal{O} に 限 る。 に 違 反 L

た者

- 第二十二条 に処する。 第十 应 条 (第四号に 係 る 部 分 E 限 る。 \mathcal{O} 規定 に 違反 L た 者 は、 五. + 方 円 以 下 \mathcal{O} 金
- 第二十三条 る収去を拒み、 虚偽の陳述をした者は、 第十 -五条第 妨げ、 若 一項若 二十万円以下 ī は忌避し、 くは第二項の規定による立入 の罰金に処する 又はこれらの規定に による質問 調 査若 に 対 は 同 条第 て 陳 述 せず、 項 \hat{O} 規定に 若 ょ
- 一十四条 0 文は 業務に関 人に対 法 して、 人 \mathcal{O} ても、 代表者又は 第二十条か 各本条 法 \mathcal{O} 八若し ら前条まで 罰 金刑を科 は \mathcal{O} する 違反 の代 行 理 人、 為 を 使 たときは 用 人 そ \mathcal{O} 他 行 \mathcal{O} <u>:</u>為者 従 業者 を罰 が す る そ ほ \mathcal{O} 法 カュ 人 又は \mathcal{O}

第二十五条 料に処する 第十六条第一 項第一号又は第二号の規定による警告に従わない 者は、 五 万円 以下 0

第二十六条 した行為につ 第二十条か V ても 適用す ら第二十 ź。 四条まで \mathcal{O} 規定は、 第十三条第一 項 \mathcal{O} 規定による指定 0 失効前

2 前条の規定は 第八条第一 項の 規定に よる指定の 失効 前 た行為に 0 VI 7 Ł 適用する。

附則

(施行期日)

1 章の規定は、 この条例は、 公布の日 公布 \mathcal{O} カュ 日 ら起算して三十日を経過した日 か とら施行する。 ただし、 第十一 から施行する。 条、 第十四条 から第十七条まで及び第四

(岡山県薬事審議会条例の一部改正)

2 岡山県薬事審議会条例の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、 第五条を第六条とし、 同条の 次に 次 0 _ 条を加 える。

(部会)

第七条 審議会は、 その定めるところにより、 部 会を置くことが できる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の うち から互選する
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故が あるときは 当該部会に属する委員 \mathcal{O} う 5 から 部会長があら か じめ指名する

委員がその職務を代理する。

6 審議会は、 その定めるところにより、 部 会の 決 議 をも 0 て審議 会 0 決議とすることができる

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

える。 第四条を第五条とし、 第三条を第四条とし、 第二条を第三条とし、 第 条の 次に次 0) 条を.

(所掌事項)

第二条 第一項に規定する事項のほか、 審議する。 七 年 岡山県条例第 審議会は、 医薬品、 第七条第 医 療機器等 畄 山県危険な薬物から県民 項 の品 0) 別規定に 質、 よる 有 劾 知事 性 及び 監視商品の 安全性 \mathcal{O} 命とく \mathcal{O} 指定等に関する事項を調査 5 確 保等に しを守る条例 関 す る法 (平成二十 律第三条